

目次

白ポストとは	4
この号について	5
特集 滋賀県条例とその運用	6
「エロ本自販機」本の検証	7
滋賀県からの買い物ガイド	17
滋賀県条例の有害図書規制	22
滋賀県条例のその他の規制	37
合議の記録	43
委員は何者か	46
指定の適正性	60
できること	69
エロマンガ表現史との違い	71
そこにある論点	72
滋賀県の白ポスト分布	74
シリーズやっぱりなかった	77

表紙:たいへんだ！琵琶湖から白ポストがあらわれた！白ポストは、有害図書を食べるぞ！
有害図書があぶない！滋賀県がたいへんだ!!これでは青少年が健全になってしまう!!!!

裏表紙：あの白ポストが最後の一つだと思えない…

この号について

この号は、白ポストそのものに関する調査研究を含みません。この号は、主として、白ポストを配置する背景となっている有害図書規制に関する一つの事案を理解するために必要となる情報を扱います。

この号の記述の前提となった情報は、ほぼ、公開または半公開のものです。それらは概ね、ググればすぐ到達できるものとか、要求すれば得られるけれど時間と経費を要するものとか、買ったり図書館で借りたりすれば読めるもののような、多少の条件をなんとかすれば誰の手にも届くものです。これに、現地で得られたものが加わります。現地以外にも、限られた場所でしか確認できないものもあります。それぞれの情報はその程度のものかも知れません。本誌は、これらを突き合わせたり、不要な部分をなるべく削ったりして、それなりの整理を経た情報をご提供しています。これは、なるべく少ない予備知識と所要時間での事件への理解を深めていただくためです。

各記事は、独立して読めるように調整されています。このため、内容の一部に重複があります。なるべくそうならないような配慮がされていなくもありません。でも、話の筋ごとに同じようなことを無視できなかったりする場合もあります。このあたりについては、諦めてください。なお、同じような話が繰り返されるからといって重要だとも限りません。

この号のために使用した経時変化の起こり得る情報は、特記のない限り、2018年4月に確認されたものです。その後の変化につき、本誌は関知しません。

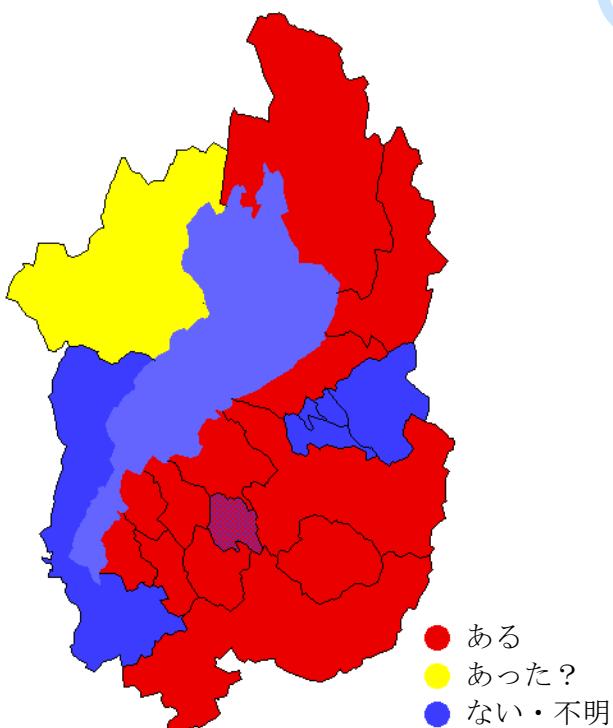
特集 滋賀県条例とその運用

2018年3月23日、滋賀県は、『全国版あの日のエロ本自販機探訪記』を有害な図書として指定した。この特集は、その根拠と経緯について、明らかにする。

まず、その本がどのようなものかについて、きっちり確認する。書かれていることを要約するだけではなく、利用可能性についてもある程度検証する。これと別に、滋賀県条例がなす有害図書規制についても、それなりに細かく確認する。以上を踏まえ、指定の経緯と理由を分析する。そして最後に、それらの事情について検討を加える。

このように書くと、簡単な話に見えるかも知れない。しかし、そんなことはない。むしろ、全然違う方向性の色々な話が入り混じり、意外と大変なことになる。そもそも、滋賀県のウェブサイトには、条例・施行規則や審議会の構成くらいの恒常的な情報の一部と、この特有の話としていつこれを指定したという話くらいしか載っていないのである。

この事件を機として、各地に白ポストがある健全な滋賀県の方向性をきっちりと確認すると、こういうことになる。



市町村単位の白ポストの有無

左図の通り、滋賀県では、小規模な町村の一部と大津市以外で白ポストが見られることが、概ね明らかである。

詳細は別途扱う。

「エロ本自販機」本の検証

全国版あの日のエロ本自販機探訪記(以下「自販機本」とする。)は、黒沢哲哉を著者として2017年4月に双葉社から刊行された書籍である。自販機本の構成と内容について、以下に簡潔にまとめる。

1 構成と概要

自販機本は、大きさはA5で、320ページから成る。本文と用紙が異なる表紙とその裏側はページ数に含まれない。また、カヴァーと帯が付属している。

その内容は、大きくは二分できる。個別のエロ本自販機に関する探訪記録の部分と、関連する内容の記事の部分である。自販機関連の写真と簡単な説明のみから成る部分等、中間的なものと捉えられ得る部分も見られる。写真を含まないモノクロ印刷の記事は、113ページに及ぶ。その余は、モノクロ写真入りの記事とカラー印刷の部分である。この二者は、完全に分かたれているのではなく、北から南へ向けて進む探訪記の前と途中の二箇所の合わせて三回に分けて記事が挿入される構成となっている。

章名に「在り処」の語を含む個別の自販機への探訪記は、ページ内での面積は様々ながらも、基本的に同様の内容を示している。見出しと写真があり、取材年月日・稼動中か否か・ブランド・住所が示され、これに説明文が付される。住所は町名までを原則とし、説明文中には、事後の閉店について言及される場合がある³。

記事13件は様々である。探訪記と切り離された各地区に関する内容で章名に「探訪」の語を含む6件の他、歴史に関するもの1件・探し方に関するもの2件とか、関係者へのインタビュー3件とかが含まれる。

2 内容

自販機本の内容について、少し細かく見ることにする。

2.1 写真

自販機本は、写真を使用している。それらには、カラーのものも、モノクロのものもある。被写体は、エロ本自販機に関するものである。

それらのうち、エロ本の表紙であることが印刷面から確実に視認されるものは、9頁にしか出現しない⁴。この他に、ごく小さいもののそれっぽいものと、本以外の何かであるも

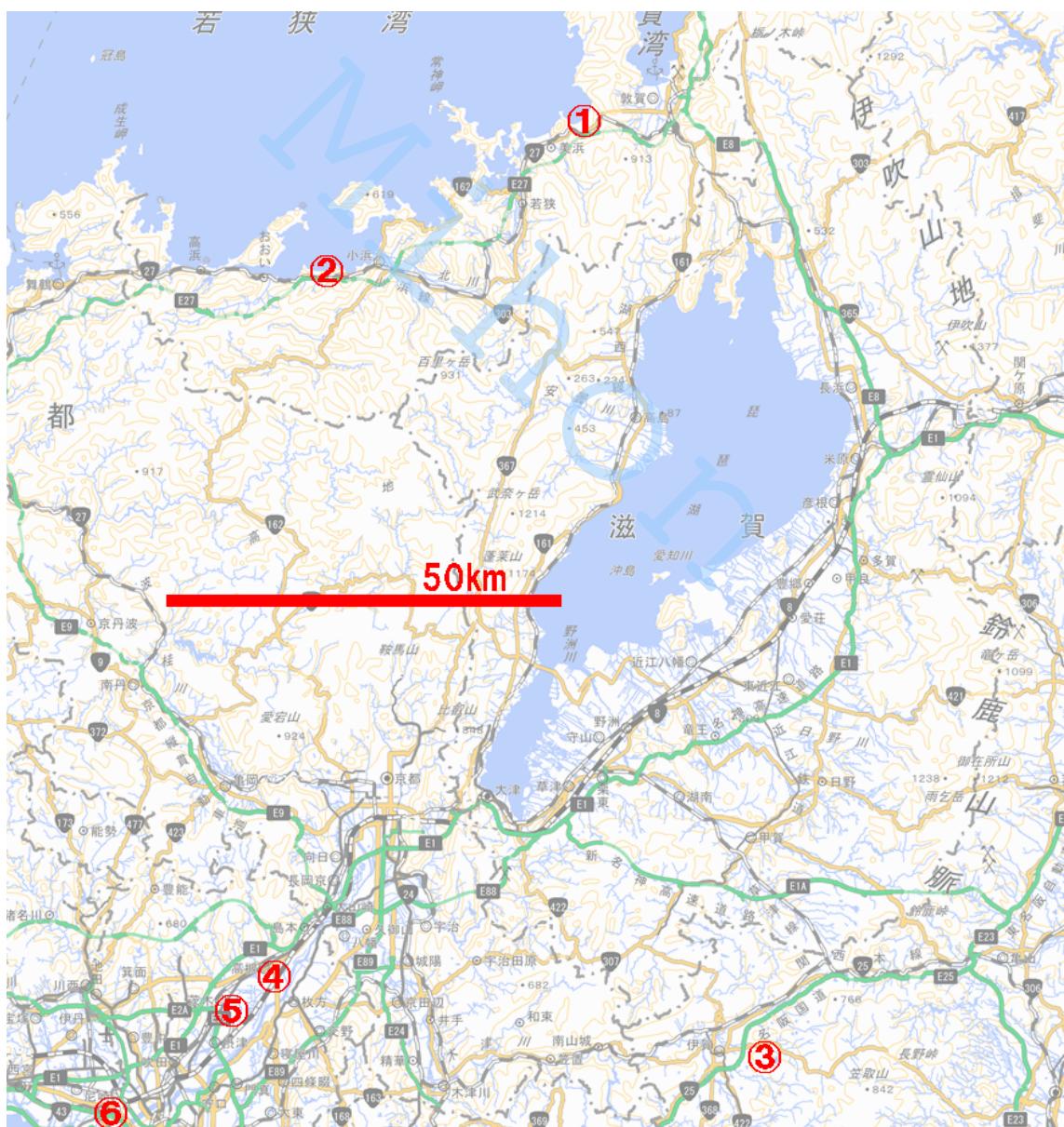
³ 188頁等。

⁴ 表紙・裏表紙および33-36・163・198・265頁。

滋賀県からの買い物ガイド

滋賀県の青少年が自販機へのちょっとした冒険をするなら、どういうことになるだろうか。以下では、青少年にできることを踏まえ、自販機本をもとにして近隣へ買い出しに出かける行程をシミュレーションしてみることにする。

別項でも一部に言及した通り、滋賀県と隣の岐阜県・京都府に稼動中の物件はなく、三重県の物件の一部は場所を推定させる情報が欠けている。そこで、福井県と三重県の一部の物件と、ちょっと遠いが大阪府の物件の一部について、以下に扱う。愛知県の1物件については、省く。なお、以下の付番は、この記事に独自のものである。



委員は何者か

滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会図書等審査部会という組織は、どのような委員によって構成されているのか。ここでは、背景も含めてその実態を明らかにする。

10

審議会において他の専門分科会等に所属しない[REDACTED]は、委員名簿では滋賀県[REDACTED]副会長と示されている。[REDACTED]は、少なくとも2016年頃から同会議副会長であった⁸⁹。

この種の団体と[■]の関わりは長い。古い[■]の広報誌は、滋賀県[■]会長である[■]が2006年3月に講演した旨を伝える⁹⁰。記事には写真も添えられているが、[■]らしきものは写っていない。別の資料⁹¹は、2008年12月の行事に関して、[■]の肩書を滋賀県[■]会長とする。2011年の行事に関するサイトの協賛団体に関する記述の中でも、[■]とされている⁹²。2015年度には、[■]「代表」とされた例がある⁹³。そこには、2015年3月末現在で1663団体64651人が組織されている旨が書かれる。別の資料⁹⁴では、2017年度の[■]の肩書が、同連合会会长と書かれる。[■]は、どうやら、少なくとも足掛け11年にわたって会長として君臨しているのである。

の公職は上掲の二者だけではない。 は、全国平和会議の理事であり⁹⁵、少なくとも2017年度頃に平和会議の平委員であり⁹⁶、同時に平和会議の代表（顧問）であり⁹⁷、少なくとも2014年度頃と2016年から2019年度

「主にだら」2008年12月号 (<http://www.25by.jp/25by/2008/12/>)

「2016年度の放課後子どもブランチによる実践的活動事例集」(http://tobira.kagoshima-u.ac.jp/~koban/)

抱きしめて 横顔に 嘴唇重ね (ひだりにかたわらの くちびるうぶね)

全国子ども会議会員「被災名簿」(1970年)、被災者登録のための被災名簿。2010年5月

の総合評価を定期とする。
④「草葉青少年問題発見会と講演」

“ 1999 年 12 月 20 日，中国科学院植物研究所植物学国家重点实验室在中科院植物所召开了“中国科学院植物学重点实验室开放基金项目” 2000 年度项目启动会。

<http://www.city.kisarizu.saitama.jp/citizen/regulatinglaw/kozomukyokuhinsuu/chigireki/fitsu/meiseibunkyo.pdf> 参照。

できること

この状況に対し、何ができるのか。立場に応じてできることを、以下にまとめます。

1 知る

何かしたいことがあるなら、まずは知ることだ。敵も味方もわからずになんとかできるのは、エスパーだけだろう。だから、あなたがエスパーなら、ここを読み飛ばしてよい。いや、この号が伝える情報は、すべて不要だ。

情報を得るためにには、まずは自販機本を読むことが先決であろう。版元で品切にならない限り、方法はいくらでもあるはずだ。図書館等で借りてもよいだろう。

滋賀県が持っている情報に対しては、公開を請求することができる。ネット経由で要求し、求められた金額を所定の方法で支払えば、誰でも開示を受けられる。いきなりきっちりした手続をするのが不安なら、担当者にいろいろ教えてもらうこともできる。詳しくは滋賀県のサイトを参照されたい。

その他の情報を入手するのは難儀かも知れない。だが、できることをすれば、そこに芋蔓の端がある。

2 報いる

青少年を健全に育てる滋賀県の心意気に応えたい人もいるかも知れない。それなら、やるべきことは一つだ。条例第30条に基づく指定の申出を、どんどんやればよい。滋賀県は、有害性が間接的なもので足りると認めている。これに沿って、ちょっとでも性的な情報を伝える全年齢向けの印刷物をことごとく通報すべきだろう。滋賀から離れたどこかの風俗情報誌でも構わない。自販機本だって、滋賀県では使い物にならないのだから。申出は、事務連絡とは違い、それなりに対応される。だから、受ける方も大変だ。だが、遠慮することはない。自販機本を指定したということは、滋賀県にその覚悟があるということだ。県庁の職員では手が足りずバイトを雇うくらいになったとしても、むしろ本望だろう。県の予算をすべて有害図書対策に充てるくらいの勢いになるまで申出が集まつたら、大喜びして下さるに違いない。

3 反対意見を伝える

そのような指定を許せないという向きもある。ならば、その結論だけでも広く伝わるようにすることだ。思い付きを垂れ流すだけの役立たずどものようにSNSで散発的に吠えても、お仲間が共感するだけで、結果は得られない。被検索力の弱さ故だ。効果のあるやり方をしなければ、意味はない。例えば、簡単に無料で作れるブログでこの話をするだけでも、検索結果に影響を与えることにはなる。相互リンク等でページの価値を上げれば、